

別紙

地域審議会の設置に関する事項

1 目的・設置

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、新市の施策に対し、住民の声を直接反映させ、きめ細やかな行政サービスを展開するため、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ出雲地域審議会、平田地域審議会、斐川地域審議会、佐田地域審議会、多伎地域審議会、湖陵地域審議会及び大社地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

2 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 所掌事務

地域審議会は、関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議答申し、又は必要と認められる事項につき市長に意見を述べるものとする。この場合において、市長及び地域審議会は互いに誠意をもってこれに対応するものとする。

- (1) 21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の執行状況に関する事項
- (2) 21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の変更に関する事項
- (3) 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用
- (4) 当該地域においてのみ行われる事務・事業
- (5) 当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- (6) 公共施設の配置、管理運営
- (7) 住民生活に密着した福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 組織

- (1) 地域審議会は、委員 15 名以内で組織する。
- (2) 委員は、関係区域に住所を有する者から、市長が委嘱する。

5 任期

- (1) 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任することができる。

別紙

6 会長及び副会長

- (1) 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 会議

- (1) 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。
- (2) 会長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 庶務

地域審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興を担当する部門において処理する。

9 その他の必要事項

この協議に定めるもののほか、地域審議会に関し必要な事項は、市長が定める。